

枚方市児童相談所設置基本計画について

1. 背景・経緯

近年、子どもや家庭をめぐる問題が複雑・多様化している中、全国的に虐待相談対応件数が増加傾向にあることに加え、深刻な児童虐待事例も依然として発生している状況

- ・平成16年児童福祉法改正：中核市等でも児童相談所の設置が可能に

横須賀市、金沢市（平成18年4月開設）

- ・平成28年及び令和元年児童福祉法改正：国の中核市等に対する財政支援等が明記

明石市（平成31年4月開設）、奈良市（令和4年4月開設）

豊中市（令和7年4月開設）、高崎市（令和7年10月開設）

尼崎市（令和8年4月開設）、船橋市（令和8年7月開設予定）

2. これまでの経過



本市においては、母子保健分野と児童福祉分野を一体化したこども家庭センター（まるっとこどもセンター）を令和6年4月に設置するとともに、一時保護や措置権限により、さらに速やかな子どもの安全確保や支援を行い、予防から早期対応、自立支援に至るまでを一貫して市が担えるよう、本市独自の児童相談所の設置に向けた準備を進めています。

令和7年度は、児童相談所設置の考え方（基本理念・基本方針、職員体制のイメージなど）を整理し、めざすべき基本的な事項を示すため、「枚方市児童相談所設置基本計画」の策定に向けて取り組みました。

3. 児童相談所設置基本計画について

(策定にあたって)

- ・庁内の関係部署で構成する「児童相談所設置検討委員会」において検討を進め、こども基本法第11条に定められた子ども・若者等からの意見聴取を実施したほか、パブリックコメントを実施しました
- ・また、子ども・子育て専門分科会、児童福祉専門分科会をはじめとした有識者等からもご意見を伺いながら計画策定に取り組みました。

(スケジュール)

令和7年10月24日、25日	子ども等からの意見聴取
令和7年11月21日	子ども・子育て専門分科会にて意見聴取
令和7年12月1日	児童福祉専門分科会にて意見聴取
令和7年12月12日～8年1月8日	パブリックコメントの実施
令和8年3月末	計画策定・公表

第1章 児童相談所設置基本計画の策定にあたって

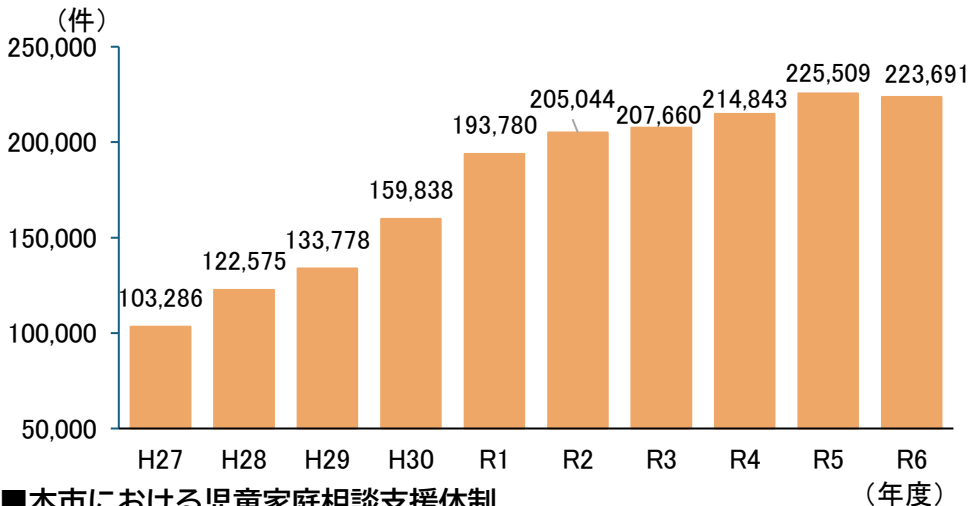
近年、子どもや家庭をめぐる問題が複雑化・多様化しており、全国的な児童虐待相談対応件数の増加傾向に加え、深刻な児童虐待事例も発生しています。このような状況を踏まえ、虐待予防から早期対応、子どもの自立支援に至るまで一貫して担えるよう、本市は児童相談所の設置に向けた準備を進めてきました。

本計画は、本市の児童相談所の基本的な考え方や目指すべき姿、施設整備の方針や開設に向けた課題等を整理することを目的として策定しました。

第2章 児童虐待対応等の現状等

■児童虐待対応の全国的な状況

全国の児童人口は減少している状況ですが、児童虐待相談対応件数は増加傾向にあります。令和6年度の児童相談所における児童虐待相談対応件数は223,691件で、平成27年度の103,286件から倍増している状況です。

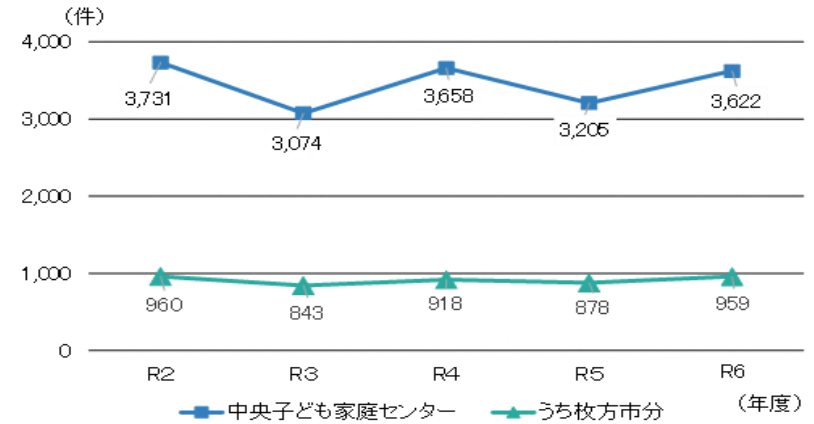


■本市における児童家庭相談支援体制

本市では、大阪府が設置する大阪府中央子ども家庭センター(児童福祉法上の児童相談所)と、本市が設置する枚方市まるっとこどもセンター(児童福祉法上のこども家庭センター)が連携して、児童家庭相談や虐待通告対応を行っています。

大阪府中央子ども家庭センターは緊急性の高い場合や虐待の程度が比較的重いケースに対応しています。一方、まるっとこどもセンターは発生予防の取り組みや虐待の程度が比較的軽いケースに対応し、必要に応じて連携を図り、一時保護や措置解除後に家庭に戻る子どもやその家庭のサポート・見守り等を行っています。

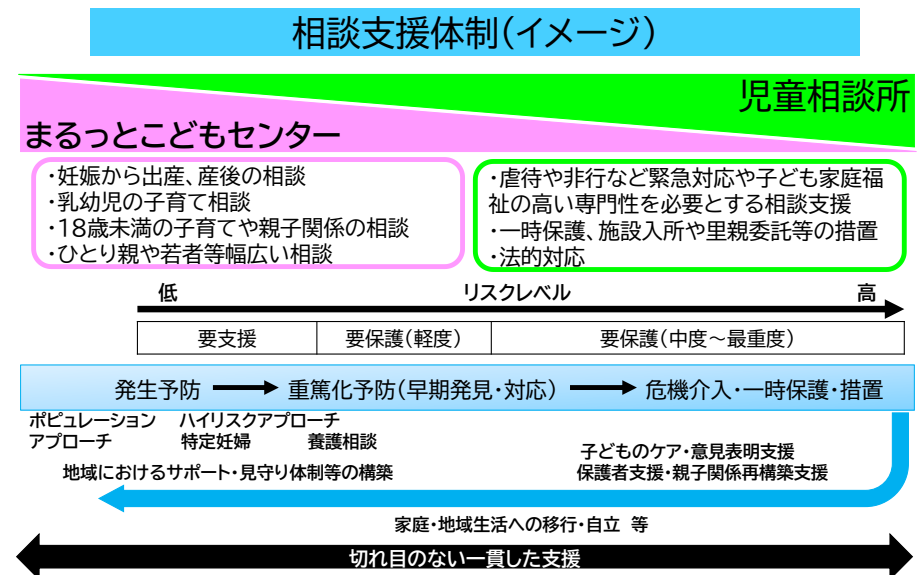
■大阪府中央子ども家庭センターにおける本市の虐待相談対応件数



■児童相談所設置後の効果

本市に児童相談所を設置し、まるっとこどもセンターとの連携を図っていくことで、以下のような効果が見込まれます。

- (1) 地域資源を最大限活用した支援体制の構築
- (2) 児童相談所の設置による専門性・支援の質の向上
- (3) 切れ目のない迅速な支援体制の実現
- (4) 一時保護後や措置の子どもや家庭を支える支援の充実
- (5) 市民の利便性の向上



第3章 本市がめざす児童相談所

■枚方市児童相談所の基本理念・基本方針

令和7年3月に本市が策定した「枚方市子ども・若者総合計画」を上位計画と位置づけ、本市児童相談所の基本理念及び基本方針を以下のとおり定めます。

基本理念

「子ども・若者が笑顔で健やかに成長できるまち枚方」

- ① 一人ひとりの子どもの最善の利益を第一に考慮すること
- ② 一人ひとりの子どもの主体的に生きる力を育むこと
- ③ 一人ひとりの子どもに寄り添い、子どもを育てる家庭全体を支援すること

基本方針

「すべての子ども・若者の人権・最善の利益の尊重」

- ① 医療、保健、福祉及び教育の各分野に携わる者が連携し、総合的な支援をすること
- ② 乳幼児期から青年期に至るまでの間において継続的な支援をすること
- ③ 保護者、地域住民、学校園等及び事業者が一体となって重層的な支援をすること

■枚方市児童相談所の機能構成

本市の児童相談所は、相談及び一時保護の2つの機能を有する施設とします。

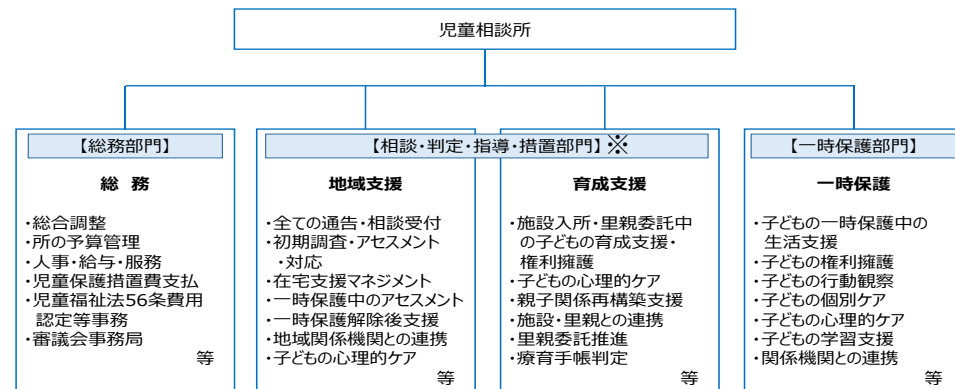
設置機能	主な内容
相談機能	18歳未満の子どもと家庭に関する相談に応じ、指導や援助を行います。虐待通告や子育ての悩み、非行、発達など幅広い相談を受け付けます。
一時保護機能	虐待のおそれや非行などの状況にある子どもを一時的に保護し、子どもの安全を迅速に確保するとともに、子どもの心身の状況、その置かれている環境、その他の状況等を把握します。

＜一時保護施設の考え方＞

定員数	令和6年度における枚方市の子ども一時保護件数の1日の最大人数を踏まえ、30人(学齢児24人、幼児6人)とします。
生活空間	居室は個室を基本とし、居室およびリビングや浴室等を一体的に構成したユニット制を採用します。
教育・学習支援	一時保護施設で生活する子どもが学校に在籍している場合、子どもの状況に応じた適切な教育が受けられるよう支援します。

■組織構成

本市の児童相談所の組織は、児童相談所運営指針を踏まえ、総務、地域支援、育成支援、一時保護の各部門で構成します。



※地域支援部門及び育成支援部門の双方が、相談・判定・指導・措置の4つの機能を担います。

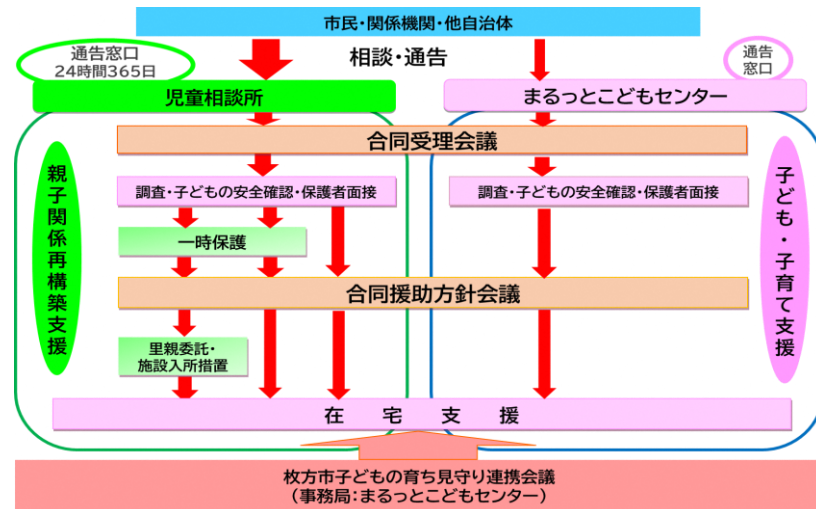
■職員体制

職員数については、児童福祉法及び各種指針等に定める基準を満たすものとし、夜間や休日の対応についても迅速かつ円滑に行える体制を確保します。

児童相談所：78人程度 一時保護施設：47人程度

■まるっとこどもセンターとの関係


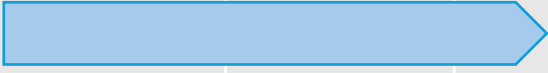



まるっとこどもセンターと、一時保護などの緊急時の迅速な対応やより専門的な支援を行う児童相談所の双方が一体的な支援体制を構築し、支援を必要とする子育て家庭の情報を共有するとともに、共同で策定した援助方針に基づき、それぞれの役割を明確にして対応します。



★令和8年2月市政運営方針

現在開設に向けた取り組みを進めている**児童相談所と一時保護施設について、令和7年度中に策定する児童相談所設置基本計画に基づき、必要な人材の確保と育成に取り組むとともに、施設の設計に着手するなど、開設準備を着実に進めていきます。**あわせて、令和8年4月に市内に開設予定の民間児童養護施設とも連携し、**本市における社会的養育の充実に向けた取り組みを進めます。**

【令和8年度以降のスケジュール】

(年度)	R7	R8	R9	R10	R11	R12
基本計画						
建設計画地整備等						
基本設計・実施設計						
建設工事						
開設準備						
開設						